

設計者・施工者の皆様へ

2023年10月改定版

2025年4月(予定)から 小規模の木造住宅・建築物の 構造基準が変わります

木造構造基準見直し**3**つのポイント

1

小規模の
木造住宅・建築物
が対象です。

2

壁・柱の構造基準
(壁量・柱の小径)
が見直されます。

3

2025年
4月に
施行予定です。

※本リーフレットの内容は、令和4年10月28日に公表された「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準(案)の概要」から変更されています。
詳細な内容については、今後、国土交通省ホームページにおいて公表予定です。引き続き、政省令・告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続きを経た上で確定、公布の予定としています。

詳細は裏面をご覧ください

小規模の木造住宅・建築物の 構造基準が見直されます

木造建築物における省エネ化等による重量化に対応するため、建築基準法施行令（以下「令」という。）等の改正を行い、壁・柱の構造基準を見直すことを予定しています。

1

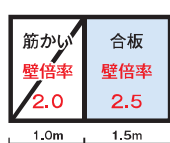
小規模の木造住宅・建築物が対象です

- 2階建て以下、高さ16m以下、延べ面積300m²以下のすべての木造住宅・建築物が対象です。
（※ZEH水準等以外の住宅・建築物も対象）

2

壁・柱の構造基準（壁量・柱の小径）が見直されます

- 構造計算を行う場合は、壁量及び柱の小径の基準は適用されません。



耐力壁の量が一定以上であることの確認を行う。



柱の小径が、横架材（はり等）の相互間の垂直距離に対して一定割合以上であることの確認を行う。

1. 壁量基準の見直し

<令第46条第4項等関連>

- ・方法①：建築物の荷重の実態に応じて、**算定式**により、**必要な壁量を算定**
（※現行のいわゆる重い屋根・軽い屋根の区分は廃止）
- ・方法②：簡易に必要な壁量を確認する方法として、方法①の算定式に基づく、**早見表（試算例）**を用意
- ・方法③：構造計算（許容応力度計算 等）により安全性を確認する場合は**壁量の確認を省略可能**

算定式に基づく、
表計算ツールを用意

入力項目（住宅・建築物の諸元）

- ・階高
- ・床面積
- ・屋根・外壁の仕様
- ・太陽光発電設備等の有無など

自動算定

出力項目

- 1. 必要壁量
- 2. 柱の小径、
柱の負担可能な床面積

2. 柱の小径基準の見直し

<令第43条第1項関連>

- ・方法①：建築物の荷重の実態に応じて、**算定式**により、
－ **柱の小径を算定**
（※現行のいわゆる重い屋根・軽い屋根等の区分は廃止）
－ 小径別の**柱の負担可能な床面積を算定**
- ・方法②：簡易に必要な柱の小径を確認する方法として、方法①の算定式に基づく、**早見表（試算例）**を用意
- ・方法③：構造計算（柱の座屈検討）により安全性を確認する場合は**柱の小径の確認を省略可能**（※現行どおり）

3

2025（令和7）年4月に施行予定です

- 2022年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第69号）の構造関係規定の改正内容のうち、木造建築物の構造計算における高さの合理化の改正に関する内容は、本リーフレットには含まれておりません。
- 今般の法改正に関する法令（政令、省令、告示）に関する情報、マニュアル・ガイドライン、説明会・講習会の開催情報、説明資料・動画など、改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。



法改正に関する最新情報
（国土交通省HP）